

神崎市障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針

1 趣旨

本市では「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等から物品等の調達の推進を図るための方針を策定する。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針は、神崎市に属する全ての組織に適用する。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針において調達の対象となる障がい者施設等は、以下のうち物品等の調達が可能な施設等とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所等

- ア 就労移行支援事業所
- イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行う施設）
- オ 地域活動支援センター
- カ 小規模作業所

(2) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

- ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」に基づく子会社の事業所
- イ 重度障害者多数雇用事業所（※）

（※）①障がい者の雇用者数が5人以上

②障がい者の割合が従業員数の20%以上

③雇用障がい者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

(3) 「障害者雇用促進法」に基づく在宅就業障害者等

- ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者
- イ 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体

5 調達対象品目

- (1) 物品 (障害者就労施設等が提供可能な物品)
- (2) 役務 (清掃・除草業務、障害者就労施設等が提供可能な役務)

6 調達目標額

平成29年度の調達目標額は、次のとおりとする。

目標額 120,000円

7 調達の推進方法

- (1) 物品等の調達にあたり、障害者就労施設等から提供可能な物品購入、役務提供等について情報を収集し、これらの情報をもとに各課等に対して優先調達を依頼する。
- (2) 障害者就労施設等からの調達にあたっては、原則地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を活用する。

8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を作成したときは、市ホームページ等により遅滞なく公表するものとする。
- (2) 調達実績は会計年度終了後、遅滞なく調達の実績の概要を取りまとめ、市ホームページ等により遅滞なく公表するものとする。